大橋川出張所便り

●不法投棄について

今年度、大橋川出張所管内で、河川巡視によって既に22件もの不法投棄が確認されています。（平成22年4月1日から平成22年6月24日まで）

【不法投棄の一例】

～担当者からひとこと～

不法投棄は犯罪です。絶対に行わないでください！
不法投棄を発見された方は、お手数ですが、お近くの出張所までご連絡をお願いします。

大橋川出張所管内の不法投棄件数内訳
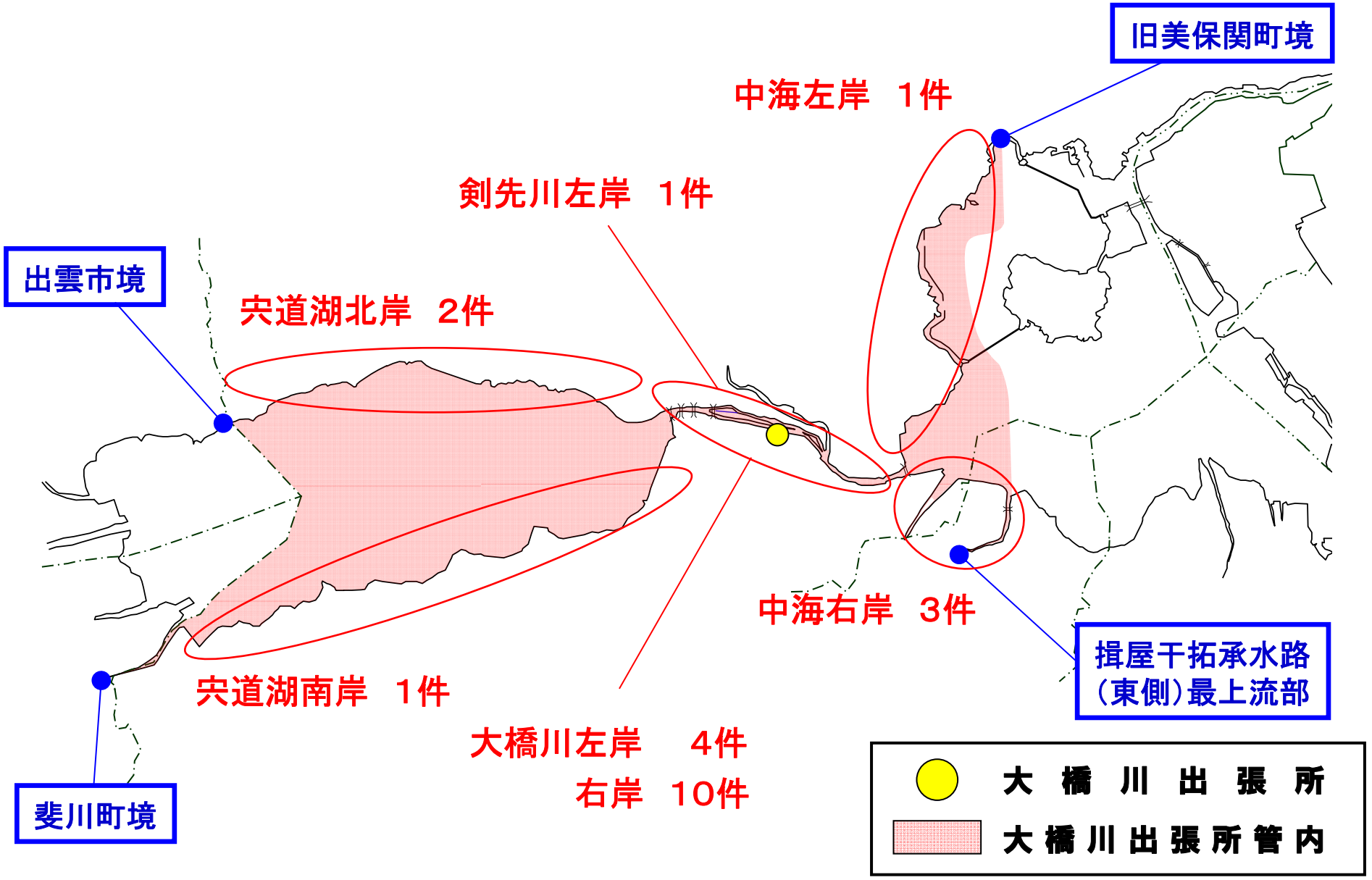
（集計期間：平成22年4月1日から6月24日）